

水戸市家族介護用品給付事業について

1 家族介護用品給付事業について

水戸市内に在宅などで生活されている要介護者等で、介護用品（紙おむつ等）を必要としている方に、介護用品を給付します。また、介護用品についての相談なども受け付けます。

2 事業の内容

カタログの中から必要な介護用品を選び、市の委託事業者へ注文してください。月1回、事業者が直接自宅へお届けします（水戸市内のみ）。受取の際には、給付の内容を確認のうえ、受領印の押印と利用者負担金の支払いをお願いします。なお、納品後の返品・交換はできませんのでご注意ください。

○利用料

1か月の購入額（税込）	利用者負担額
2,000円以下	100円
2,001～3,000円	200円
3,001～4,000円	300円
4,001～5,000円	400円
5,001～6,000円	500円

※6,000円以上の場合は、500円+超えた金額分をお支払いいただきます。その場合、一袋あたりの価格が変わりますので、ご注意ください。

3 給付対象者

水戸市内に住所があり、市県民税非課税世帯に属する方で、次の要件のいずれかに該当する方になります。

- ① 要介護1, 2, 3の認定を受けている方で、排尿・排泄に見守りまたは介助が必要な方
- ② 要介護4, 5の認定を受けている方

※要支援の認定を受けている方は非該当になります。

4 申込みの方法

「家族介護用品給付申請書」と「市県民税課税状況調査同意書」を記入して、高齢福祉課へ提出してください。後日、高齢福祉課より決定通知とカタログを送付します。

※申請は本人、家族、ケアマネジャーなどができますが、申請時に、排尿・排泄の介護状態や失禁状態について確認を取らせていただく場合がありますのでご了承ください。

5 注意事項

次の場合は、給付の対象から外れる場合がありますので、高齢福祉課までご連絡ください。

- ・介護施設等へ入所されたとき
- ・医療機関へ入院したとき
- ・他市町村へ転出したとき
- ・利用者が亡くなったとき
- ・介護用品を必要としなくなったとき
- ・要介護の区分に変更があったとき

※状況に応じてご利用いただける場合もあります。

6 問合せ先

●水戸市高齢福祉課 高齢福祉係 電話232-9174（直通）